

教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果について

千葉市教育委員会では、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、自ら点検及び評価を実施し、その結果を報告書にまとめましたので、お知らせします。

1 趣旨

法の趣旨に則り、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たすため、「教育委員会の点検・評価」を行う。

点検・評価の結果を報告書にまとめ、議会に提出するとともに、市民等に公表する。

2 報告書の主な内容

- (1) 教育委員会の活動状況
- (2) 教育委員会による自己評価
- (3) 評価委員による評価

3 公表方法

- (1) 市政情報室（千葉中央コミュニティセンター2階）に配架
- (2) 市ホームページ「教育委員会事務の点検・評価」に掲載

【URL】 <http://www.city.chiba.jp/kyoiku/kyoikusomu/kikaku/tenken-hyouka.html>

4 添付資料

- (1) 「千葉市教育委員会事務点検・評価報告書」（平成29年度対象）
- (2) 教育委員会事務点検・評価について（平成29年度対象）【概要版】
- (3) 教育委員会事務点検・評価 成果指標（抜粋版）【学校教育分野】（別紙1-1）
- (4) 教育委員会事務点検・評価 アクションプラン（抜粋版）【学校教育分野】（別紙1-2）
- (5) 教育委員会事務点検・評価 成果指標（抜粋版）【生涯学習分野】（別紙2-1）
- (6) 教育委員会事務点検・評価 アクションプラン（抜粋版）【生涯学習分野】（別紙2-2）

※（参考）地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。